

令和 7 年 6 月 27 日
横浜市水道局資産活用課

水道局保有施設のネーミングライツ・広告導入に関するサウンディング型市場調査 実施結果概要

水道局保有施設のネーミングライツ・広告導入の可能性について、事業者の皆さまとの対話を実施した結果についてご報告いたします。

1 名称

水道局保有施設のネーミングライツ・広告導入に関するサウンディング型市場調査

2 実施経緯

(1) 参加受付期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）から令和 7 年 2 月 19 日（木）まで

(2) 対話実施

令和 7 年 3 月 19 日（水）、令和 7 年 4 月 9 日（水） 2 事業者参加

3 対話実施方法

対面

4 意見の概要 ※詳細については次頁参照

(1) 関心のある事業（ネーミングライツ・広告）について

2 事業者とも、水道局保有施設を対象としたネーミングライツ参入に関心が薄いことが分かりました。一部の施設については、広告掲出場所としての可能性が考えられる旨の意見がありました。

(2) 上記の理由について

水道局保有施設は全般的に集客・認知効果が薄いため、ネーミングライツ募集に適さない旨の意見がありました。視認性が良く、前面道路に相応の通行量が見込まれる施設であれば広告可能性があることが分かりました。

5 今後の対応

今回の対話結果を踏まえ、一部の施設を対象に広告掲出場所としての具体的な活用検討を進めます。

<対話項目ごとの主な意見>

番号	項目	意見
1	市場性があると 考えられる施設	菊名ウォータープラザ、給水工事受付センター、新奈良ポンプ場、鶴見配水池、戸塚水道事務所、三ツ境水道事務所、能見台配水管弁室用地
2	検討事業について	・ 1 の施設については、視認性が良く前面道路に相応の通行量が見込まれるため、広告掲出場所としての需要可能性がある。 ・ 水道局保有施設は全般的に集客・認知効果が薄いため、ネーミングライツ募集に適さない。
3	参入にあたっての 課題	・ 不動産広告掲出場所としての観点では、販売する物件の近くであり認知度の高い場所でないと効果が見込めない。 ・ 掲出看板を事業者を用意させるケースでの広告料は低額になる想定。
4	本調査に参加した 理由	・ 横浜市水道局がどのような場所に土地を保有しているのかが興味があった。 ・ ロードサイド上の店舗案内広告の可能性が見込まれたため。
5	その他	・ 近隣に病院等の施設がある場合、敷地の余裕部分を予約制駐車場として活用する方法が考えられる。 ・ ネーミングライツについて現時点で参入意向はないものの、対象施設の追加があれば今後も情報をいただきたい。